

## 解約手続きについての注意

\* 解約の通知は、書面によるものとします。(当社宛メール・FAX、または郵送にてご提出ください。)

\* 解約予告期間満了日以前に解約された場合でも、解約予告期間満了日までの、賃料・管理費等をお支払いいただく事になります。または、解約予告期間満了日までの賃料・管理費等相当額を支払うことにより、解約予告期間満了日までの間、随時に解約することもできます。

\* 解約予告期間は、契約ごとに異なりますので、ご自身で、契約書をご確認ください。

\* 解約予告期間の起算は、解約届け(書面)が貸主に到達した時点からとなります。

注)当社で書面の受け渡しの代行を行いますが、貸主と連絡がつかず、解約予告の起算日が遅れる等についての責任は負いかねます。当社宛メール・FAX、または郵送等で、解約届を送付された場合は、当社へ到達したかどうかの確認、また当社から貸主へ到達したかどうかの確認を必ず行ってください。送付ミスにより、解約予告の起算日が遅れたとしても当社では責任を負いかねます。

\* 解約届けを提出後、解約を撤回する事はできません。万一撤回を希望される場合は、貸主の書面による承諾を要します。

注)それにより貸主が損害を蒙った場合、その賠償をしなければなりません。

\* 原状回復義務のある契約の場合は、解約予告期間満了日までに、原状回復工事を終え、貸室を明け渡していただきます。

注)解約予告期間満了日までに原状回復のうえ明け渡しが終わらない場合は、明け渡し日までの賃料が発生します。(遅延損害金が発生する場合がありますのでご注意ください。)

\* 原状回復工事の範囲、業者の選定等については、事前に打ち合わせをさせていただきますので、余裕をもってご希望の日時をご連絡ください。但し、詳細の決定は、引越し後荷物の搬出終了後となりますので、引越し日は、見積もり期間・原状回復期間を考慮して決定してください。

\* 引越し日が決まったら、事前にご連絡ください。引越し当日の立会いは、原則として行っておりません。

\* 契約期間満了日までに、お渡ししたすべてのカギ(コピーがある場合は、コピーもすべて)を貸主または当社へご返却ください。

注) 明渡しを遅延したとき(カギの返却が遅れた場合も同様)は、借主は貸主に対して、賃貸借契約が解除された日の翌日から明渡し完了までの間の賃料の倍額に相当する損害金のほか、貸主の被った損害の賠償をしなければなりません。

\* 電気・ガス・水道等の公共料金は、ご自身で責任を持って解約、精算をしてください。

\* 空室を確認後、敷金・保証金の精算についてご連絡差し上げます。敷金・保証金の返金時期は、契約毎に異なります。契約書をご確認ください。

\* 賃貸借室を対象に火災保険等に加入されている方は、お引越しによる保険解約の手続きを取ってください。

弊社にてご加入いただいたお客様は、下記に連絡のうえ、解約の手続きを取ってください。

< A I G 保険 >

住居契約のお客様 / A I G 保険異動解約センター 0120-565-773

< 宅建ファミリー共済 >

宅建ファミリー共済 0120-0810-62

\* マンション等の場合、管理組合(会社)への届出が別途必要ですので、ご自身で届出をして下さい。また、駐車場、駐輪場など管理組合等との契約がある場合は、ご自身で解約の手続きをお取りください。

\* 個人情報の取り扱いにつきましては、当社プライバシーポリシーをご覧ください。